

## 第6章 計画関連事業一覧

(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進		
① 理解促進・差別解消		
健康福祉局	障害者差別解消	障害を理由とする差別の解消を推進するため、普及啓発・交流等の各種事業を行うとともに、個別相談への対応に着実に取り組む。
	障害理解サポーター事業	障害のある方への理解や、障害のある方の社会参加を推進するため、企業・団体などに対して障害当事者などの講師を派遣して、障害に関する良き理解者としてのサポーターを養成する。
	2020 東京パラリンピックに向けた障害理解促進事業	障害者スポーツ教室や体験会を開催し、市民に体験してもらうことにより、障害者スポーツの啓発・普及を行う。
	市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業	絵画や音楽などの文化芸術活動を通じて、障害のある方とない方との交流の機会を提供するとともに、「文化の祭典」でもある2020東京オリンピック・パラリンピックも見据えて、広く市民に対して、障害を理由とする差別の解消に向けた機運の醸成及び障害理解の促進を図る。
	芸術・文化による障害のある方とない方の相互理解促進事業	障害のある方とない方の相互理解促進のため、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの募集・審査・表彰等を実施する。
	障害のある方もない方も楽しめる各種イベントの開催	障害のある方の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発のため、福祉まつりウエルフェア等のイベントを開催する。
	障害理解のための広報・啓発活動の推進	市政だより等の広報、報道機関への積極的な情報提供、福祉まつりなどのイベント等、多様な媒体・機会を活用し、障害のある方の市民理解の促進等を図る。
	障害者相談員による支援	障害者福祉に造詣の深い民間の方々を障害者相談員として委嘱し、地域で暮らす障害のある方に対する相談支援及び障害理解の促進・差別解消を推進する環境を整える。
	精神疾患・精神障害に対する正しい理解のための普及啓発	精神保健福祉ハンドブックの作成や、精神障害者自身が自らの疾病体験を語る手法(スピーカーズ・ビューロー)により、精神疾患・精神障害に対する市民への偏見除去等に取り組む。
	難病等普及啓発	難病患者等に対する相談支援体制を強化するため、相談に携わる人材の育成を行うとともに、市民に対する啓発活動を行う。
補助犬の普及促進	補助犬の普及促進を図るため、補助犬への理解啓発を目的としたチラシ・ポスターを配布するとともに、補助犬を利用する障害のある方への飼料の給付を実施する。	

	市政出前講座の活用等による各種研修の実施	障害者保健福祉計画、障害のある方の福祉サービス等の様々なテーマについて、市民からの要請に応じ講座を実施する。
	仙台市ボランティアセンターによるボランティアの各種講座等	ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。
教育局	児童に対する心のバリアフリー推進事業	小中学校において、障害者スポーツや文化・芸術活動を通じて、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒との交流及び共同学習を実践することで、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。
	市民センターにおける各種事業	市民センターにおいて、市民が障害に関する理解を深めるとともに、障害のある人も学習や社会参加・交流の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施する。
交通局	交通事業に関する心のバリアフリー化の推進	小中学生を対象とした交通バリアフリー教室の実施や利用者へのバリアフリーマナーアップの啓発、交通事業に従事する職員へのバリアフリー教育等を実施する。

## ② 虐待防止・成年後見制度等

健康福祉局	虐待防止体制の整備	障害者虐待防止法をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援等を行うための体制整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進める。
	成年後見制度の利用支援	判断能力が不十分な知的・精神障害のある方について、配偶者及び2親等内の親族がいないとき等に、必要に応じて市が成年後見制度の申立てを行う。また一定の要件に基づき、申立てに係る諸費用等を助成する。
	日常生活自立支援（市区権利擁護センター）	仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）や各区権利擁護センターにおいて、障害等により判断能力が十分でない方が、地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう支援を行う。

## （2）障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

### ① 早期発見・早期支援

健康福祉局	発達障害に関する専門性の確保と地域医療とのネットワークづくり	アーチルに発達障害専門医を配置し評価機能を強化するとともに、地域のかかりつけ医との発達障害医療ネットワークを構築する。
	発達評価体制強化事業	発達障害に関する医療相談をはじめ、アーチルの評価体制の強化を図る。
	発達相談総合情報提供	発達に関する相談窓口や支援施策などの情報を網羅したパンフレットを作成し、総合的な情報提供を行う。

子供未来局	乳幼児健康診査	障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や心身の発育発達、養育状況を把握し、適切に支援するため、乳幼児健康診査を行う。
	新生児等への訪問指導	妊産婦及び新生児の発育発達と健康の保持増進を図るため、全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。
	先天性代謝異常検査等の実施	検査等の実施により、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害発生を予防する。

② 保育・療育		
健康福祉局	児童発達支援事業による療育支援	児童発達支援センターにおける療育を支援するとともに、民間の児童発達支援事業所との情報連携の取り組みを進める。
	児童発達支援センターによる支援の拡充	地域での身近な療育拠点として、児童発達支援センターにおける発達支援・家族支援・地域支援機能を強化する。
	子育て・教育・福祉に係る機関と施策間の連携の強化	子育て・教育・福祉に係る関係機関の連絡会議等の開催によりネットワークを構築し、障害のある児童や発達に不安のある児童に対する協働支援の体制づくりを図る。
	幼稚園・保育所等への専門的バックアップ	幼稚園・保育所等（保育園）の支援機能向上を図るため、アーチルや児童発達支援センターの専門職員が幼稚園や保育所等を訪問して相談及び施設支援を行う。
	聴覚言語療育支援	言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し、聴覚言語療育支援を行い言語・聴覚機能の発達を促す。
子供未来局	障害児等保育の充実	保育を必要とする集団保育が可能な障害のある児童を保育所等へ受け入れ、共に育つことを推進する。
	特別（保育）支援コーディネーターの養成	障害のある子ども等へ配慮した保育やその保護者へ必要な支援を行うため、保育所内において支援の核となる、必要な基礎知識と実践力を身につけた職員を養成する。

③ 教育・発達支援		
健康福祉局	ライフステージにおける切れ目のない支援の強化	就学・進学・卒業時等における関係機関間の情報の確実な引継ぎを行う仕組みづくりを図り、ライフステージを通じた一貫した支援体制を整備する。
	幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化	連絡票や個別支援計画等の活用を進め、発達が気になる子供に関する幼稚園・保育所・学校等との情報連携を強化する。
教育局	特別支援教育コーディネーターの養成・研修	各学校における特別支援教育を推進し、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うため、学校ごとに指名される特別支援教育コーディネーターを対象とした、養成・研修の充実を図る。
	発達障害児等の教育推進	発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について指導・助言を行うため、専門家チームや巡回相談員を各校に派遣する。

	肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する支援及び自立活動指導支援	鶴谷特別支援学校に OT（作業療法士）・PT（理学療法士）・ST（言語聴覚士）を配置し、市立幼稚園・学校に派遣することで、各校・園の取り組み等について指導・助言をする。
	学校における医療的ケアの推進	市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、医療的ケア児の学校生活や学習を支援するため、看護師を配置する。
	通常の学級への介助員の配置	通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒の、学習や学校生活を補助する介助員の配置を行う。
	通常の学級への指導補助員の配置	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対する担任等の指導を補助する指導補助員の配置を行う。
	特別支援学級への指導支援員の配置	特別支援学級で、担任の指導を補助する指導支援員の配置を行う。

④ 放課後支援		
健康福祉局	放課後等デイサービスによる支援	障害のある児童・生徒に、放課後や夏休み等、長期休暇中の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験の機会を作り、自立に向けた支援を行う。また、主に重症心身障害児が身近な場所で放課後支援を受けられるように、放課後等デイサービス事業所の整備を促進する。
子供未来局	児童館等における要支援児の受け入れ	障害等により支援を必要とする児童（要支援児）に適切に対応するため、職員体制の充実、巡回指導の強化等、事業の充実を図り、要支援児に対してより細やかな配慮を行える体制づくりを進める。

⑤ 家族支援		
健康福祉局	障害のある方の家族支援等の推進	障害児者と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害児者等の家族に代わり一時的な介護サービスを提供する。
	発達障害児緊急対応事業	発達障害によるパニックや行動障害等による問題行動により、緊急的に家庭から本人を保護する必要があり、児童相談所の一時保護所の利用も困難な場合、年間を通じて一時保護先のベッドを確保する事業をモデル的に実施する。
	発達障害児の家族支援体制の整備・充実	アーチルや児童発達支援センター等における家族支援事業の実施により、発達障害児を抱える家族へのサポート体制の整備・充実を図る。
	重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備	重症心身障害・医療的ケア児者の現状と課題を共有し、医療・福祉・教育などのネットワークを構築することにより、支援体制の整備を図る。

子供未来局	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うために、小児慢性特定疾病自立支援員を配置し、相談支援を実施する。また、疾病に対する理解促進のために講演会や交流会などを行う。
-------	-------------------	--

**(3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実**

① 相談支援		
健康福祉局	専門的な相談機関における相談等	各専門相談機関（障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、アーチル）において、障害のある方の様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行う。
	相談支援事業の実施	障害のある方の自立と社会参加を促進するため、地域で生活している障害のある方やその家族等の相談に応じ、総合的な支援を実施する。
	地域生活支援拠点整備	在宅で生活する障害児者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、緊急時の相談支援や受け入れなどのコーディネートを行う。
	基幹相談支援センター設置	障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を強化するための機関として、本計画期間内の基幹相談支援センターの設置を目指す。
	震災後の心のケア事業	震災によるストレス反応のある方、震災前の課題が顕在化した方、生活環境等の変化等に対して不応のある方等への相談支援を行う。また、被災者支援従事者へのメンタルヘルスケアや自殺予防も視野に入れた研修等を行う。
	聴覚言語障害のある方の支援	聴覚障害のある方の福祉増進を図るため、各区に聴覚障害者福祉相談員を配置する。
	精神保健福祉対策（医師等による区・総合支所での相談等）	心の健康や精神障害のある方の日常生活・社会参加等について、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師等が相談を行う。また、回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象に、小グループでレクリエーション活動等を行い、社会復帰の支援を行う。
	精神障害者家族支援事業	精神障害のある方の家族に対する支援を推進するために、家族スタッフ（ピア相談員）及び精神障害当事者スタッフの確保・育成を行い、相談支援、休息支援、学習支援等の充実を図る。
	障害者相談員による支援【再掲】	障害者福祉に造詣の深い民間の方々を障害者相談員として委嘱し、地域で暮らす障害のある方に対する相談支援及び障害理解の促進・差別解消を推進する環境を整える。
	難病医療相談会	患者や家族の療養上の不安の解消を図るため、医師、保健師、看護師、ケースワーカー等が病気の理解、不安の解消、療養生活に関する助言、指導等を行う。
中途視覚障害者支援センターの運営	途中で視覚障害のある方の地域での自立した生活を実現するため、中途視覚障害者支援センターを運営する。	

	高次脳機能障害のある方への支援	高次脳機能障害のある方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、総合相談による支援を実施する。また、障害の理解や支援力の向上を目指し、支援者を対象とした研修を実施する。
	重い障害のある方のコミュニケーション支援	意思の表出に高い困難性を有する筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の重い障害のある方のQOL向上と尊厳確保を目的に、意思伝達装置等を活用したコミュニケーション確保の支援を行う。
	ロービジョン者への支援	仙台市の視覚障害者支援の充実を図るために、仙台市中途視覚障害者支援事業の成果と課題の解析を基に、多職種協働によるロービジョンの方への支援方法を開発する。
	難病サポートセンター運営管理	難病患者等が住み慣れた地域で安心して療養生活を継続できるよう、相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを担うセンターを運営する。
	自閉症児者相談センター運営管理及び拡充	自閉症児者に対する地域生活支援システム整備の一貫として、自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、支援の拡充を図る。
	生活困窮者自立相談支援事業	就労、生活、その他の自立に関する相談に応じ、個々の状況に応じたプラン作成、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。
子供未来局	子どもの「心のケア」推進事業	子どもと保護者の心の安定を図ることを目的に、専門医による「子どものこころの相談室」や、幼児健康診査の機会を活用した問診調査や保健指導を実施する。
教育局	児童生徒の「心のケア」推進事業	児童生徒の健やかな成長のために、各学校の教育相談体制を充実させるとともに、様々な悩みや相談に対応するために心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置・派遣する。また、教職員の教育相談の対応力の向上を目指して心のケア研修を実施する。さらに、仙台市児童生徒の心のケア推進委員会を設置し中長期的な取組を検討するとともに、震災に伴う心のケアを推進する。

<b>② 生活支援</b>		
健康福祉局	障害者施策推進協議会の運営	障害者施策の推進に係る事項の調査審議及び施策の実施状況の監視を行うため、障害者施策推進協議会を運営する。
	障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会の運営	障害者福祉等の関係機関が、障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、障害者等への支援体制の整備を図る。また、区圏域の課題の集約・検討を行う地域の自立支援協議会を運営する。
	精神保健福祉審議会の運営	精神保健福祉審議会を設置し、精神保健及び精神障害のある方の福祉に関する事項の調査審議により、精神保健及び精神障害者福祉の向上を図る。

難病患者への支援	難病特別対策推進事業、遷延性意識障害のある方の治療研究等の事業を推進し、日常生活を支援する。
医療的ケア児者等への支援	痰の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケア児者等が、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう支援を行う。
医療型短期入所事業所連携強化	医療型短期入所事業所間の連携の強化、支援ノウハウ共有のための研修の実施・調整などを行うコーディネーターの配置などを宮城県・仙台市共同で実施する。
重症心身障害児者に対する入浴事業	自宅では入浴が難しい重症心身障害児者が、清潔で健康的な生活ができるように、生活に欠かせない入浴の場を提供する。
多様な障害特性に応じた機能訓練や生活訓練などのきめ細かな支援の実施	障害のある方が地域で安心して自立生活ができるように、中途視覚障害、高次脳機能障害、難病など、高度な専門的支援を必要とする障害のある方に対して、心身の状況に応じた適切な機能訓練、生活訓練などのリハビリテーションを行う。
在宅酸素濃縮器利用者への支援	在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を必要とする身体障害のある方等に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成する。
全身性障害者等指名制介護への助成	重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適切な介護者がいない方を対象に、障害のある方本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する。
障害のある方への配食サービス事業	食事を用意することが困難な在宅のひとり暮らしの障害のある方に、最大1日1回、昼食又は夕食を定期的に届ける。
テクノエイド事業の推進	障害のある方の生活状況に合わせた適切な福祉用具、住宅改修等の評価・選定等やモニタリングができるよう支援者の育成と連携のシステムを構築し、物理的バリアの軽減を図る。
中途視覚障害のある方への支援	中途視覚障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及び白杖歩行・パソコン等の生活訓練事業を実施する。
内部障害のある方への支援	障害特性により生活のしづらさが生じやすい呼吸器疾患のある方が、早期から呼吸リハビリテーションに取り組むことで健康を維持したり生活障害を軽減したりできるように、環境整備や仕組みづくりを進める。また、免疫機能障害者の支援者の育成を実施する。
発達障害のある方の自立に向けた支援	行動障害かつ発達障害のある方に対して宿泊アセスメントを実施し、行動障害の軽減や二次障害の予防及び深刻化したケースへの対応を目的とした支援を行う。
精神障害のある方のデイケア事業	生活指導、作業指導等のデイケアを実施し、回復途上にある精神障害のある方の社会参加・社会復帰を促進する。

	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワークの推進	障害のある方等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、民生委員やボランティア団体等と連携して、安否確認や生活支援を行う。
	民生委員児童委員による地域の見守り活動等	障害のある方等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談、情報提供、見守り等を行う。

③ 居住支援		
健康福祉局	障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進	障害が重くなったり高齢になるなど、さらに介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、住まいの場を確保する。
	医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助	医療的ケアが必要な重症心身障害児者が、住み慣れた地域で生活していくことができるよう、グループホームの運営費を補助する。
	重い障害のある方の住宅改造	重い障害のある方の住環境を整備するための改修費を助成する。
	障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援	重度の知的障害を伴う自閉症や、重症心身障害等の重い障害がある方の「住まいの場」の確保を支援する。
	テクノエイド事業の推進【再掲】	障害のある方の生活状況に合わせた適切な福祉用具、住宅改修等の評価・選定等やモニタリングができるよう支援者の育成と連携のシステムを構築し、物理的バリアの軽減を図る。
都市整備局	市営住宅建替事業における重度身体障害者世帯向け（車いす）住宅の設置	老朽化した市営住宅の建替事業において、手摺、流し台等の諸設備について、身体障害のある方等の生活に配慮した設計の重度身体障害者世帯向け（車いす）住宅を供給する。

④ 地域移行・地域定着支援		
健康福祉局	精神障害のある方の地域社会交流促進（精神疾患・精神障害に対する正しい理解のための普及啓発）【再掲】	精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適切な態度の醸成を目指し、精神障害当事者による講演活動（スピーカーズビューロー活動）を中心として精神障害者地域社会交流促進事業を継続的に実施する。
	精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援	精神科病院に長期入院している方の円滑な地域移行・定着を促進するために、仙台市地域移行支援・定着支援実施指針に基づき、個別支援の充実や精神科病院との連携体制の構築、ピアサポーターの活用、地域での生活を支える支援策の拡充等に取り組む。



⑤ 保健・医療・福祉連携		
健康福祉局	身体障害のある方の健康診査	常時車いすを使用する身体障害のある方の二次障害を予防するため、健康診査を実施する。
	障害児者歯科保健医療活動の実施	仙台市福祉プラザ内の休日夜間歯科診療所における障害児者の歯科診療事業や在宅歯科診療事業の実施を補助する。また、障害児通所施設に年 2 回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設での歯科健康教育を実施する。
	重症心身障害・医療的ケア児者支援体制整備【再掲】	重症心身障害・医療的ケア児者の現状と課題を共有し、医療・福祉・教育などのネットワークを構築することにより、支援体制の整備を図る。
	市立病院における精神科救急システムの整備	心の問題や精神疾患のある市民が安心して生活できるよう、市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる体制を整備する。
	仙台市こころの絆センター（自殺予防情報センター）の運営	自殺を考えている方や自殺未遂者、遺族等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談窓口につなげるとともに、地域における人材育成や各種広報等により、自殺対策の推進を図る。また、震災後の心のケア事業と連動し、被災者の孤立予防および自殺予防を強化する。
	関係機関・団体等の有機的な連携による自殺予防推進	自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体等が互いに緊密に連携し合い、一体となって対応する体制づくりを進める。
	高次脳機能障害のある方への支援【再掲】	高次脳機能障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、研修や事例検討会等を通して、関係機関等が互いに連携し、一体となって支援するネットワークの構築を図る。
	ひきこもり者地域支援事業	ひきこもり者や家族の状態に応じた適切な支援を提供するため、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉総合センター、アーチル等関係機関の連携による継続的なチーム支援等の取組みを推進する。
	後天性免疫不全症候群（エイズ）患者への支援	患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネットワークを整備する。また、患者が学校・職場・地域において円滑な日常生活が送れるよう、関係機関の緊密な連携と相談支援体制の構築を図る。
	後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する相談及び検査	HIV感染症の早期発見のために早期受診を勧奨し、エイズの発症を予防する。また、HIV感染への不安がある方の相談に対応し、正しい知識の普及啓発及び今後の感染予防啓発を行う。
障害者健康づくり支援プラン事業	個々に合った健康づくりの実践に向けて、健康度測定（4 コース）を実施し、その結果に基づいた支援プランの作成や継続的な健康支援を行う。	

障害者健康づくり教室	身体・知的・精神の障害の別無く運動実践の場を提供するとともに、個別相談及び生活に運動を定着させる等の支援を実施する。
障害者健康づくり教室(若年者軽度知的障害者)	健康づくり教室を行い、特別支援学校在校生等の健康づくりを行うとともに、教室終了後も健康づくり活動を継続するための支援を行う。
障害者運動サポーター養成研修会	障害のある方の健康増進を支援するために必要な運動に関する知識・技術・実践力の習得と、支援者の養成を目的とした研修会を開催する。
障害特性に応じた運動プログラム等の調査・研究・開発	障害特性を考慮した運動プログラムや体力測定法、ツールを開発する。
障害のある方の健康づくりに関するネットワーク事業	障害のある方の健康づくりを推進するため、障害のある方を地域で支援する関係機関とのネットワーク会議に参加し、情報交換や連携を進める。
障害のある方の健康づくりに関する障害者団体出前講座	障害のある方の健康づくりを啓発・支援するために、職員を派遣する。

⑥ 給付・手当等		
健康福祉局	自立支援医療給付	身体障害のある方、精神障害のある方、障害や疾病のある児童に対して、一定の条件に該当した場合、必要な医療に要する費用を給付する。
	心身障害者医療費の助成	心身障害のある方の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害の程度、区分等の一定要件を満たす方について、医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。
	指定難病医療費助成事業	指定難病に罹患し、一定の要件を満たす者に対して、必要な医療に要する費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する。
	身体障害児者補装具費の支給	補装具の判定・処方や適合判定を実施し、障害の状況に合った適切な補装具を支給する。
	高額障害福祉サービス等給付費の給付	障害福祉サービス等に基づく給付の自己負担額が基準額を超える場合に当該額を償還する。また、平成30年度より、新たに介護移行した一定の障害福祉サービス受給者に対して、介護保険の自己負担額を当該給付により償還する。
子供未来局	小児慢性特定疾病に関する通院介護料	小児慢性特定疾病の認定を受けている、在宅かつ介護を受けて通院している児童に年2回に分けて介護料を交付する。
	小児慢性特定疾病患者への支援	厚生労働省告示により定める慢性疾病にかかっている児童に、保険診療の自己負担分に対する医療費の給付を行う。

環境局	一般廃棄物処理手数料の減免（ストマ装具・紙おむつ等支給者への家庭ごみ指定袋の配布）	日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を支給されている方に、減免相当分として家庭ごみ指定袋（中サイズ）50枚を配布する。
-----	---	--

（４）生きがいにつながる就労と社会参加の充実		
① 一般就労・福祉的就労		
健康福祉局	障害者就労支援センター運営	障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、雇用促進及び就労定着を図る。
	就労支援連絡会議の開催	障害者就労支援センターが中心となり、就労支援に携わる就労移行支援事業所等の関係機関と就労支援に関する連絡会議を開催する。
	障害者雇用マッチング強化	業務掘り起しや障害者雇用への理解醸成を目的とした企業訪問などを推進するとともに、障害のある方と企業とのマッチングや就労定着支援を強化することにより、一層の障害者雇用促進を図る。
	障害のある方の職業能力開発の促進	障害のある方の職業的自立を支援するため、福祉・教育・経済・労働等各分野が連携し、就労促進に向け、企業及び障害のある方のニーズや一人ひとりの態様に応じた職業訓練を推進する。
	障害者在宅就労の促進	障害のある方の在宅就労に関する知識や技術を習得するための講座を開催する。
	中途視覚障害者就労支援促進	中途視覚障害者支援センターにおいて、中途視覚障害者に対して歩行訓練、パソコン訓練等の就労支援を実施する。
	知的障害者チャレンジオフィス	知的障害のある方を非常勤嘱託職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた適切な業務内容、業務量等の検討を行う。また、その取り組みの成果を企業に紹介することにより、知的障害のある方の雇用促進を図る。
	障害者雇用促進貢献企業の表彰	障害のある方を積極的に雇用し、働きやすい職場環境をつくっている事業者に対し、市長より感謝状を贈呈するとともに、その取り組みを広く事業者や市民に紹介し、障害者雇用の理解促進・雇用創出を図る。
	障害者就労施設等からの物品等調達の推進	障害のある方の経済的自立の促進を目的に、障害福祉サービス事業所等が提供する役務や製作した物品等の調達の推進を図る。
	施設等自主製品の販売促進	施設自主製品の販売促進を図る社会福祉法人に補助金を交付するほか、授産製品の販売促進と障害のある方の社会参加を図るため、区役所や市民広場等においてふれあい製品を販売する展示販売会を開催する。

総務局	仙台市役所における障害者の法定雇用率の遵守	民間事業主に率先して障害のある方の雇用を推進するとともに、法定雇用率の遵守に努める。
市民局	勤労者福祉ガイドブック等発行	勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを目的として発行しているガイドブック等に、障害のある方の雇用促進のための法律や制度、問い合わせ先を掲載し、制度利用の普及啓発を図る。
人事委員会	身体障害のある方を対象とした仙台市職員採用試験選考	身体障害のある方の雇用促進を図ることを目的とした職員採用選考を実施する。

② 日中活動		
健康福祉局	障害者福祉センター運営管理	障害者福祉の地域拠点機能を担い、自立訓練や生活介護事業を多機能型で行う障害者福祉センターを運営するとともに、講習会、会報発行、貸館等を実施する。また、災害時には福祉避難所の開設運営を担うことから、福祉避難所の体制づくり、定期的な避難訓練を行う。
	障害者小規模地域活動センター運営費の補助	障害のある方に創作活動や生産活動の機会を提供することで、作業指導や生活指導、さらには社会参加訓練等の地域的な支援を行う施設に対して、運営費を補助する。
	重度重複障害者等受入運営費の補助	重度重複障害のある方等を受け入れている知的障害者通所施設に対して、支援員配置のための補助金を交付する。
	身体障害のある方の生活訓練	身体障害のある方の健康管理や、社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に、各種研修等を実施する。

③ スポーツ・レクリエーション・芸術文化		
健康福祉局	2020 東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成開催事業（2020 東京パラリンピックに向けた障害理解促進事業）【再掲】	障害者スポーツ教室や体験会を開催し、市民に体験してもらうことにより、障害者スポーツの啓発・普及を行う。
	多様に選択できるスポーツ活動の参加機会の拡大	障害のある方のスポーツを振興するため、スポーツ教室及びスポーツ大会を開催するとともに、大会派遣への支援等を実施する。
	仙台市スポーツ施設使用料減免	障害のある方がスポーツ施設を利用する際の使用料を減免し、スポーツ、レクリエーション活動の機会を拡大する。
	各種レクリエーション活動の推進	障害のある方の社会参加促進や相互交流を図るため、各種レクリエーション教室を開催する。

	文化・芸術活動の振興	障害のある方の文化・芸術活動を振興するため、「仙台市障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や芸術作品等の紹介、相互の交流を図る紙上交流誌「わっか」の発行等を実施する。
	各種障害者団体助成	障害のある方の芸術・文化活動振興及び市民の障害への理解促進のため、障害者福祉団体が行うイベントに対し補助金を交付する。
	障害のある方の国際交流	障害のある方が海外の障害のある方と交流・親睦を深めることを目的に行われる事業について、補助金を交付する。
文化観光局	もりのみやこのふれあいコンサートの開催	障害のある方の芸術・文化活動を振興するため、障害者週間（12月3日～9日）に合わせ、障害のある方やその補助者等を対象に、本市を代表する文化インフラである仙台フィルハーモニー管弦楽団による本格的なオーケストラの演奏会を実施する。
教育局	図書・視聴覚資料の郵送貸出サービス	心身の障害等により図書館への来館が困難な方に、郵送による図書・視聴覚資料の貸出を実施する。
	大活字本の貸出	全図書館において、一般に刊行されている図書の文字サイズでは読みにくい方に向けて、小説をはじめ各分野の本を大きな活字で印刷した大活字本の貸出を実施する。
	拡大読書器の設置	全図書館において、自己資料も含め、資料を拡大して画面に映し出すことのできる拡大読書器を設置する。
	視覚障害のある方に対する対面朗読サービス	一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、視覚障害で活字資料を利用できない方のために、音訳者が対面しながら資料を読む、対面朗読のサービスを実施する。
	市内図書館における音訳資料貸出サービス	一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、音訳資料（図書や各種資料等をカセットテープやデジータ資料に音声化したもの）やサピエ図書館に登録されている資料、デジータ資料専用の再生機の貸出を実施する。
	点字図書・触る絵本・布絵本・拡大写本の貸出	一部図書館において、点字図書や障害のある児童でも手で触って楽しめる触る絵本・布絵本等の貸出を実施する。また、障害のない方にも貸出を実施する。
	図書資料のリクエスト音訳サービス	宮城野図書館において、サピエ図書館未所蔵資料の音訳資料貸出希望があった場合、希望の図書館資料の音訳を行いCD-R等に変換し貸出を実施する。
	マルチメディアデジータ図書閲覧サービス	泉図書館において、視覚障害のある方及び印刷物をそのままの状態を読むことが困難な方に向けて、デジタル録音図書を閲覧するための専用機器を設置する。
	リクエスト音訳・点訳・データ変換サービス	せんだいメディアテークにおいて、ご希望の資料をご希望のデータに変換する。音訳の場合はCD-R、点字印刷の場合は紙を実費負担として実施する。
	字幕入りビデオ・DVDの貸出	せんだいメディアテークにおいて、聴覚障害のある方向けに、テレビで放映された番組などに字幕が入っているビデオ・DVDの貸出を実施する。

④ 当事者活動		
健康福祉局	知的障害のある方の本人活動の支援	知的障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、自ら話し合い、計画したボランティア活動や交流会等活動を支援する。
	精神障害のある方の障害者ボランティア活動の支援	精神障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、精神障害のある方の社会復帰に関する活動についての情報提供を行うとともに、障害のある方等に対するボランティア活動を支援する。
	セルフヘルプグループ（障害のある方の自助グループ）の支援	セルフヘルプグループの立ち上げや運営に関する相談等、グループの育成への支援を実施する。
	ピアカウンセリング事業（精神障害のある方同士のカウンセリング事業）	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリングを学び実践する機会を提供する。
	審議会等への障害のある方の参画推進	障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の委員として障害のある方を委嘱し、市政への参画を推進する。

⑤ 移動・外出支援		
健康福祉局	障害のある方への交通費等の助成	障害のある方の社会参加の推進のため、対象者にふれあい乗車証（市営地下鉄・バス、宮城交通の無料乗車証）・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し、移動に要する費用の一部を助成する。
	リフト付自動車運行への助成	一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の社会参加を促進するため、福祉有償運送実施団体へ経費の一部を助成する。
	自動車運転免許取得への助成・自動車改造への助成	障害のある方の社会参加の推進のため、自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害のある方の自動車改造に要する費用の一部を助成する。
	外出支援等のサービス提供	視覚障害により移動が非常に難しい方に、必要な情報の提供や援護等の外出支援を行う同行援護や、自己判断能力が制限されている方の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う行動援護等のサービス提供を推進する。
	ガイドヘルパーの派遣	全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合等の付添を行う。

⑥ 意思疎通支援		
健康福祉局	点字・声の広報発行	視覚障害のある方を対象に、生活情報を点字・音声版で毎月発行するほか、希望に応じ必要な文書等を点字訳・音訳して提供する。また、「せんだいふれあいガイド」の点字・音声版を作成する。

	コミュニケーションの支援	聴覚障害のある方の各種通訳や相談等に応じるため、手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置するとともに、手話や要約筆記等の各種奉仕員等の養成講座の開講・派遣を行う。
消防局	視覚障害のある方に対する防火防災等災害対策広報用音声メディア（テープ・CD）の配布	年1回、防火防災等災害対策広報用音声メディア（テープ・CD）を作成し、訪問防火指導時に配布する。

## （5）安心して暮らせる生活環境の整備

### ① バリアフリー・ユニバーサルデザイン

健康福祉局	ひとにやさしいまちづくりの推進	ひとにやさしいまちづくり推進協議会により、心のバリアフリーの普及・啓発を行う。
都市整備局	低床バス車両等導入への補助	バス事業者に対して、低床バス車両の購入費の一部を補助する。
	交通施設バリアフリー化設備整備への補助	鉄道事業者が行うバリアフリー化設備整備事業に対して、事業費の一部を補助する。
建設局	都市公園のバリアフリー化	公園内の園路、広場、トイレ等のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの導入を図る。
	交通安全施設等の整備	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。
市議会事務局	議会棟階段昇降機設置工事	市役所議会棟3階から4階に、車椅子傍聴者用の階段昇降機を設置する。
交通局	バスのバリアフリー化の推進	ノンステップバスの導入やバス停留所への上屋・ベンチの設置等により、バリアフリー化を推進する。
	地下鉄のバリアフリー化の推進	駅の階段における段差の明瞭化や触知案内図、音声・音響案内設備の設置、ひろびろトイレを含めた全面的な改修等によりバリアフリー化を推進する。

② サービス提供体制の基盤整備		
健康福祉局	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	自宅等で受けられる訪問系サービス、事業所等へ通所する日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。また、地域生活支援事業・地域生活支援促進事業に基づき、相談支援や円滑な外出のための移動支援をはじめ、一人ひとりに合ったサービスの提供を推進する。
	児童福祉法に基づくサービス	障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等の安定的な提供を推進する。
	障害者福祉センターの整備	地域におけるリハビリテーション推進の拠点となる障害者福祉センターを青葉区に整備するため、基本構想の策定等の取り組みを進める。
	生活介護事業所の整備	生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業した重い障害のある方などに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供する。
	苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知	施設等において障害のある方に対する権利侵害がおきないように、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業制度の周知を行う。
	指導監査の推進	本市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上等を図る。

③ 防災・減災等		
健康福祉局	障害者災害対策推進	災害時において障害のある方を支援する人的体制の整備促進のため、障害のある方に対する避難、誘導等に対応できるボランティアの養成・研修を行う。
	事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発	災害発生時に障害福祉関係事業者が迅速に対応し、サービスを継続するとともに、いち早くサービスを再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発する。
	重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害のある方に通報装置を貸与し、安全確保と不安解消を図る。
	災害時要援護者情報登録制度	本人からの申出により災害時要援護者として登録した方に関する情報を、町内会や民生委員等に提供することにより、地域での支え合いによる取り組みを推進する。
	福祉避難所の拡充・機能強化	介護等個々の対応が必要となるため、指定避難所での対応が困難な方の避難先となる福祉避難所について、介護施設等との協定の締結を進め、数を増やすとともに、資機材や備蓄物資の充実を図る。
	人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別支援計画作成の推進	災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸器装着児者などを対象に、災害時個別支援計画の作成を推進する。



危機管理室	地域での災害時要援護者支援体制の整備促進	「災害時要援護者避難支援プラン」の策定により、災害時に援護を要する方々が安心して避難できるよう、地域での支え合いによる取り組みを促進する。
市民局	障害のある方等に対する防犯講座	障害のある方やその家族、福祉施設等の職員を対象とした防犯講座を開催し、障害のある方の犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。
	消費者トラブル見守り事業	障害のある方と接する機会の多い民生委員や関係団体等に対し、消費者被害の特徴や防止策等について啓発を行い、消費者被害の早期発見や未然防止を図る。
消防局	災害時における情報提供体制の整備促進	災害の発生時に障害のある方が迅速かつ正確に情報を把握できるよう、災害に関する情報をインターネットや電子メール等で提供する。
	119番緊急通報の強化	聴覚・言語障害がある方による電子メールやFAXでの119番緊急通報の受付を行う。

④ 事業所支援・人材支援		
健康福祉局	各種研修等の実施	各専門相談機関（障害者総合支援センター、精神保健福祉総合センター、アーチル）や相談支援事業所、就労支援センター等との連携による研修や調査、研究を実施する。
	障害者ケアマネジメント従事者養成研修	相談支援従事者を核とし、地域の事業者・支援者を含むケアマネジメントやチームアプローチの実践を拡大するため、日頃の実践からの「気づき」とその活用につながる研修を行う。またOJTや拠点的なコーディネート機能と併せ、人材育成策の体系化を図る。
	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等にホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。
	障害福祉サービス従事者確保支援	障害福祉に携わる人材の確保と定着を目的として、障害福祉に携わる新任職員の交流会を実施する。
	仙台市ボランティアセンターによるボランティアの各種講座等【再掲】	ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。